

第1章 総 則

第1節 計画の目的

北九州市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、北九州市防災会議が本市の地域にかかわる災害の対策について、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧・復興についての事項を定め、防災活動を総合的、かつ効果的に実施することにより、防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共福祉の確保に資することを目的とする。

【付属資料編】

349 頁

第2節 北九州市防災会議

市長を会長とし、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置され、北九州市地域防災計画の作成、及びその実施を推進することを主な目的とする。

第1 会 長

市 長

第2 委員・幹事

委員は、北九州市防災会議条例（昭和38年条例第78条）に基づき、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。幹事は、委員が属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

なお、委員及び幹事の委嘱又は任命に当たっては、委員の性別が偏ることのないよう努めるものとする。

参照：「北九州市防災会議委員・幹事一覧表（付属資料編）」

1 指定地方行政機関の職員

- | | |
|----------------|----------|
| ・九州運輸局福岡運輸支局 | ・九州地方整備局 |
| ・大阪航空局北九州空港事務所 | ・門司海上保安部 |
| ・若松海上保安部 | ・福岡管区気象台 |

2 福岡県の知事の部内の職員

- ・福岡県総務部防災危機管理局

3 福岡県警察の警察官

【付属資料編】

353 頁

- ・福岡県警察北九州市警察部
- ・福岡県警察本部警備部
- 4 市長の部内の職員
- 5 教育長
- 6 消防長及び消防団長
- 7 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - ・九州旅客鉄道株式会社
 - ・NTT西日本株式会社北九州支店
 - ・日本銀行北九州支店
 - ・日本赤十字社福岡県支部
 - ・日本放送協会北九州放送局
 - ・西日本高速道路株式会社九州支社
 - ・九州電力株式会社北九州支店
 - ・西部ガス株式会社
 - ・西日本鉄道株式会社（西鉄バス北九州株式会社）
 - ・日本郵便株式会社北九州中央郵便局
 - ・公益社団法人福岡県看護協会
- 8 自主防災組織を構成する者
 - ・北九州市市民防災会総連合会
- 9 学識経験のある者
 - ・北九州市婦人会連絡協議会
 - ・北九州市社会福祉協議会
 - ・北九州国際交流協会
 - ・北九州市男女共同参画審議会
 - ・北九州市女性団体連絡会議
 - ・北九州市立大学国際環境工学部
 - ・北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBee
 - ・北九州婦人教育研究会
 - ・北九州市食生活改善推進員協議会
 - ・北九州市障害福祉団体連絡協議会
 - ・北九州市立小学校長会
 - ・アジア女性交流・研究フォーラム
- 10 市長が防災上必要と認める者
 - ・福岡北九州高速道路公社北九州事務所
 - ・北九州市保育所連盟
 - ・北九州市医師会
 - ・北九州市歯科医師会
 - ・北九州市薬剤師会
 - ・北九州市PTA協議会
 - ・陸上自衛隊第40普通科連隊
 - ・その他市長が防災上必要と認める者

第3 所掌事務

- 1 北九州市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 市長の諮問に応じ、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第3節 計画の基本的な考え方

第1 想定を超える災害に対する「減災」対策の推進

防災施設の整備や施設の耐震化など、科学的根拠に基づき想定した災害の規模に対処するハード対策については、被害の軽減や、住民への安心感の供与など、一定の効果を発揮してきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で明らかになったように、こうした対策だけでは、想定を超える災害に対して、完全に被害を防ぐことができず、市民の生命、身体及び生活環境、さらには災害後の復旧・復興対策などにも大きな影響をもたらすこととなる。

想定を超える災害により、防ぎきれない事態が起こり得ることを前提に、これに対して無策で臨むのではなく、被害をいかに小さくするかということを主眼に、これまで取り組んできたハード対策とともに、的確な情報伝達や速やかで確実な避難行動、自主防災組織による助け合いなどのソフト対策を重層的に組み合わせた「減災」対策を推進する。

また、対策の推進にあたっては、デジタル技術などを活用し、効果的・効率的なものとなるよう取り組むこととする。

第2 多様な主体が協働を図りながら防災対策に取り組む地域社会の構築

風水害や地震など、自然災害に向かい合っているのは、住民や地域団体、企業、行政などの地域社会全体である。そのため、こうした多様な主体がそれぞれの特徴を活かし、状況に応じて柔軟に連携しながら、総合的な防災対策に取り組んでいく地域社会を構築し、災害から命を守りぬいていくことが重要である。

1 自助意識の醸成

“自らの命は自らが守る”という住民の「自助」意識を育み、日頃からの備えや防災訓練への参加、避難場所の確認など、住民の主体的な防災対策を促進する。

2 共助の風土づくり

住民一人ひとりが置かれている状況は様々であり、あらゆる災害に対し、単独で対処することは困難である。そのため、日頃から隣近所の付き合いを大切にしたい地域づくりを進め、自主防災組織の強化や、高齢者などの支援といった、地域住民が助け合う「共助」による防災対策を促進する。

3 公助の推進

北九州市の各部局をはじめとする防災関係行政機関が協力しながら、地域や企業等との連携の工夫や、災害想定に基づいた効果的な防災施設の整備、避難計画の策定・周知など、実効性のある「公助」の取り組みを推進する。

第3 住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策の推進

性別や年齢、国籍、心身の状態などが異なる多様な住民が、安全・安心を感じながら暮らし、活動できるまちづくりを進めるためには、住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策に取り組む必要がある。

そのため、高齢者や障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の中でも、災害時に支援を要する住民については、その取り巻く状況が異なることを認識し、行政と地域が協働しながら、避難計画、避難生活などにおいて、きめ細かな対策を推進する。

また、防災対策の推進にあたっては、安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した取り組みが必要である。

そのため、北九州市防災会議等の防災施策に関する方針決定過程における女性の参画拡大を図るなど、様々な視点を取り入れた防災体制を確立する。

第4節 計画の性格等

第1 計画の性格

- 1 この計画は、風水害及び地震等の災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、北九州市地域防災計画の「災害対策編」として位置づける。
- 2 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14 年法律第92 号）第5 条第2 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を包含するものである。
- 3 北九州市の各局・区・室等及び指定地方行政機関等は、この計画に定める諸活動を行うにあたって具体的な行動計画等を定め、その推進に努めるものとする。

第2 計画事項

この計画は、本市区域内における風水害及び地震等の災害に関し、次の事項について定めたものである。

- 1 総則
市及び市の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者が災害に対して処理すべき基本的な事務又は業務の大綱及び想定される災害
- 2 災害予防計画
災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に防止するための措置についての計画
- 3 災害応急対策計画
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための措置並びに被災者に対する応急的救助の措置についての計画
- 4 災害復旧・復興計画
災害復旧・復興の実施にあたっての基本的方針

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

【付属資料編】

349 頁

第5節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

北九州市及び指定地方行政機関等が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

第1 北九州市

- 1 北九州市防災会議に関する事務
- 2 災害対策組織の整備並びに防災のための調査研究、教育及び訓練
- 3 防災に携わる人材の育成
- 4 過去の災害対応経験及び他都市への支援経験の継承
- 5 防災施設の新設、改良及び復旧
- 6 防災に必要な物資及び資材の備蓄並びに整備
- 7 水防、消防その他の応急措置
- 8 予報、警報の発令及び伝達
- 9 情報の収集、伝達及び被害調査
- 10 被災者に対する救護措置
- 11 災害時における保健衛生、文教及び交通の対策
- 12 本市区域内にある公共的団体及び地域住民組織の防災活動の育成指導
- 13 災害救助法の適用
- 14 広報活動に関すること
- 15 関係機関との連絡調整に関すること
- 16 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

第2 指定地方行政機関

- 1 九州運輸局福岡運輸支局
 - (1) 災害時における海上輸送の調査並びに指導
 - (2) 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令
 - (3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
- 2 九州地方整備局
 - (1) 北九州港湾・空港整備事務所、関門航路事務所
 - ア 港湾、海岸及び開発保全航路の災害予防保全対策
 - イ 高潮、津波災害に関する港湾、海岸、開発保全航路整備計画の策定
 - (2) 北九州国道事務所
 - 一般国道の指定区間内に対する防災対策
 - (3) 遠賀川河川事務所
 - 一級河川遠賀川指定区間に対する防災対策
- 3 大阪航空局北九州空港事務所
 - (2) 緊急輸送の拠点としての機能確保
 - (3) 災害時における指定地域上空の飛行規制等とその周知

- (3) 航空機事故等に対する応急対策
- 4 第七管区海上保安本部（門司、若松海上保安部）
 - (1) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達
 - (2) 海難の救助及び危険物等の海上流出対策
 - (3) 人員及び救助物資の緊急輸送
 - (4) 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持
- 5 福岡管区気象台
 - (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報、警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - (4) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - (5) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

第3 自衛隊（陸上自衛隊小倉駐屯地）

災害時における人命救助、財産の保護等の応急救援及び応急復旧活動

第4 警察

- 1 災害予防
 - (1) 災害警備計画に関すること
 - (2) 警察通信確保に関すること
 - (3) 関係機関との連絡協調に関すること
 - (4) 災害装備資機材の整備に関すること
 - (5) 危険物等の保安確保に必要な指導助言に関すること
 - (6) 地下街等の保安確保に必要な指導助言に関すること
 - (7) 防災知識の普及に関すること
- 2 災害応急対策
 - (1) 災害情報の収集及び伝達に関すること
 - (2) 被害実態の把握に関すること
 - (3) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること
 - (4) 行方不明者の捜索に関すること
 - (5) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること
 - (6) 不法事案等の予防及び取締りに関すること
 - (7) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること
 - (8) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること
 - (9) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
 - (10) 広報活動に関すること

(11) 遺体の死因・身元の調査等に関すること

第5 福岡県（総務部消防防災指導課、福祉労働部福祉総務課、八幡農林事務所、北九州県土整備事務所、宗像・遠賀保健福祉環境事務所等）

所掌事務についての防災対策

- 1 北九州市との災害対策事務の連絡調整
- 2 災害救助法に係る連絡調整
- 3 自衛隊及び関係機関との連絡

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関等

- 1 九州旅客鉄道株式会社
鉄道施設の防災及び災害救助物資の緊急輸送
- 2 NTT西日本株式会社北九州支店
 - (1) 電信、電話施設の保全と防災管理
 - (2) 災害時における通信の確保
- 3 日本赤十字社（福岡県支部）
災害時における医療及び助産、その他救助の協力
- 4 日本放送協会北九州放送局
 - (1) 気象情報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及
 - (2) 災害状況及び災害対策に関する報道
 - (3) 避難所等への受信機の設置協力
- 5 日本銀行北九州支店
 - (1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - (5) 各種措置に関する広報
- 6 西日本高速道路株式会社九州支社（北九州高速道路事務所）
有料道路及び施設の保全並びに防災対策
- 7 九州電力株式会社（北九州支店）
 - (1) 電力供給施設の整備と防災管理
 - (2) 災害時における電力供給確保
 - (3) 被災施設の応急対策と復旧
- 8 西部ガス株式会社
ガス供給施設の防災管理対策及びガス供給対策
- 9 西鉄バス北九州株式会社、筑豊電気鉄道株式会社及び北九州高速鉄道株式会社
 - (1) 災害対策用物資及び人員輸送の確保
 - (2) 災害時における応急輸送対策
 - (3) 被災施設の調査及び復旧

- 10 日本郵便株式会社北九州中央郵便局
 - (1) 災害時における郵政事業運営の確保
 - (2) 災害時における郵政事業に係る特別事務扱い及び援護対策
 - (3) 被災者地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
 - (4) 北九州市との協定（「ひまわりメール～あなたの声をお届けします～」事業に関する協定書）に基づく業務で災害時に実施可能なもの
- 11 北九州市社会福祉協議会
災害ボランティアに関する情報及び活動の集約
- 12 福岡北九州高速道路公社（北九州事務所）
有料道路及び施設の保全並びに防災対策
- 13 北九州市医師会
災害時における応急医療及び助産、その他救助の協力
- 14 北九州市歯科医師会
災害時における医療救護活動その他保健活動への協力
 - (1) 歯科保健医療活動への協力
 - (2) 身元確認活動への協力
- 15 北九州市薬剤師会
災害時における医療活動及び医薬品等供給の協力
 - (1) 医薬品等の供給及び保管管理活動への協力
 - (2) 医薬品等の適正使用に関する活動への協力
- 16 その他公共的団体、防災上重要施設の管理者等
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、各種社会福祉施設、司法保護等厚生社会事業団体、青年団、婦人会等文化教育事業団体、市民防災会その他公共的な活動を営むもの
北九州市の行う防災活動に対して公共的業務に応じたの協力

第6節 災害の想定

北九州市域に発生する災害は、大雨及び台風を要因とする風水害と、地震、大火災、危険物の爆発、大規模な交通事故等の予知し得ないで発生するものと大別することができる。

この計画は、風水害、地震・津波及び大規模事故災害を想定するものであるが、想定はあくまで一つのシナリオであり、これを上回る災害が発生することもあり得るということを共通認識とし、併せてその他あらゆる災害にも対処し得るよう作成するものとする。

第1 風水害

1 想定の方

(1) 過去に多くの被害をもたらした災害

ア 昭和28年6月の北九州大水害

イ 平成11年台風第18号による高潮災害

(2) 水防法により定められている甚大な被害を及ぼす最大想定

ア 水防法第14条に定める想定最大規模降雨による河川の氾濫に伴う浸水

イ 同法第14条の2に定める想定最大規模降雨による内水の氾濫に伴う浸水

ウ 同法第14条の3に定める想定し得る最大規模の高潮により発生が想定される浸水

上記(1)及び(2)の規模の災害が発生し、各施設的能力を上回る外力により氾濫等が発生しても、少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しないことを目標に減災対策に取り組むこととする。

2 各災害の想定

(1) 大雨

ア 土砂災害

土砂災害防止法に基づき、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が県によって指定されている。

イ 洪水・内水氾濫

(ア) 洪水

水防法第14条に定める想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域は、洪水予報河川(水防法第10条第2項及び第11条第1項)、水位周知河川(水防法第13条第1項及び第13条第2項)及び小規模河川※に設定されており、氾濫した際の被害が最大になる雨量を河川ごとに計算している。

河川ごとに定められている想定しうる最大規模の降雨量（L2）と、河川整備の目標となる計画規模降雨量（L1）は以下のとおりである。

※ 小規模河川とは、河川法が適用される1級河川及び2級河川（河川法第3条第1項）のうち洪水予報河川又は水位周知河川以外の河川である。

河川名	想定最大規模 (L2)	計画規模 (L1)
遠賀川水系－遠賀川	592 mm/12h	405 mm/2d
遠賀川水系－黒川、笹尾川、金剛川、堀川、 江川（遠賀川側）、曲川	720 mm/24h	－
遠賀川水系－江川（洞海湾側）、坂井川	1,067 mm/24h	－
遠賀川水系－新々堀川	1,079 mm/24h	－
紫川水系－紫川、東谷川	966 mm/24h	278 mm/24h
紫川水系－神嶽川、志井川、合馬川、 砂津川	966 mm/24h	－
板櫃川水系－板櫃川	352 mm/3h	328 mm/24h
板櫃川水系－槻田川	352 mm/3h	－
竹馬川水系－竹馬川	337 mm/3h	52 mm/h
金山川水系－金山川	365 mm/3h	236 mm/24h
金手川水系－金手川	1,105 mm/24h	－
割子川水系－割子川	1,092 mm/24h	－
撥川水系－撥川	1,106 mm/24h	－
村中川水系－村中川	1,108 mm/24h	－
大川水系－大川	1,100 mm/24h	－
清滝川水系－清滝川	1,109 mm/24h	－
奥畑川水系－奥畑川	1,097 mm/24h	－
貫川水系－貫川	1,093 mm/24h	－
相割川水系－相割川	1,104 mm/24h	－

(イ) 内水氾濫

水防法第14条の2に定める想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域率は、排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域であり、本市における想定最大規模降雨は153mm/hで設定されている。

※ 水防法第14条の2に定める区域の指定までは、雨水出水浸水想定区域を内水浸水想定区域と読み替える。

(2) 台風等による高潮

水防法第14条の3に定める想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域は、最悪の事態を想定し、我が国既往最大規模の台風とし、中心気圧は900hPa（室戸台風級）、最大旋衡風速半径は75km（伊勢湾台風級）、移動速度は73km/h（伊勢湾台風級）で設定している。

河川流量は、洪水予報河川、水位周知河川に対して、各河川整備の目標とな

る計画規模降雨により発生する流量（基本高水流量）にダムや遊水池の効果を見込んだものを与え、潮位は朔望平均満潮位に異常潮位を考慮したものを使用している。

想定最大規模の台風と、それよりも頻度が高いその他の規模の台風による浸

項目	想定最大規模		その他の規模
	玄界灘沿岸	豊前豊後沿岸	
台風の中心気圧	900hPa（室戸台風級）		930hPa
台風の半径	75km（伊勢湾台風級）		
台風の移動速度	73km/h（伊勢湾台風級）		
台風の進行方向	東進型	東進型（響灘） 北西進型（関門海峡 周防灘）	北東進型

水想定区域の設定条件は以下のとおりである。

3 主な災害履歴

過去、本市に災害救助法が適用となった災害は、次の4件である。

- ・ 昭和28年6月の豪雨では、現在の北九州市内で死者175名、行方不明8名、建物被害（全壊、半壊、浸水等）8万棟以上の被害を受けた。
- ・ 昭和47年7月の豪雨では、死者2名、建物被害（全壊、半壊、浸水等）3千棟以上、山崖くずれ301か所の被害を受け、自衛隊の派遣要請を行っている。
- ・ 昭和56年7月の豪雨では、死者3名、建物被害（全壊、半壊、浸水等）3千棟以上、山崖くずれ402か所の被害を受けた。
- ・ 平成11年9月の台風第18号の暴風雨では、周防灘沿岸で高潮による甚大な被害が発生し、死者2名、建物被害（全壊、半壊、浸水等）1千棟以上の被害を受けた。

発生年月	種別	災害救助法 適用	自衛隊 派遣要請	被害概要
S28.6	大雨	○		死者175名、行方不明8名、負傷者626名 全壊1,079棟、半壊2,500棟、流失233棟 浸水79,064棟、一部破損109棟
S47.7	大雨	○	○	死者2名、負傷者3名、山崖くずれ603か所 全壊20棟、半壊33棟、浸水3,366棟
S56.7	大雨	○		死者3名、負傷者7名、山崖くずれ402か所 全壊11棟、半壊20棟、一部破損87棟 浸水3,281棟
H11.6	大雨		○	死者1名、半壊1棟、一部損壊11棟、 浸水211棟、崖くずれ131か所
H11.9	暴風雨 (台風第18号)	○		死者2名、負傷者6名、崖くずれ5か所 全壊5棟、半壊95棟、一部損壊537棟 床上浸水295棟、床下浸水236棟
H21.7	大雨		○	死者1名、負傷者2名、崖くずれ106か所 全壊1棟、半壊3棟、一部損壊29棟 床上浸水124棟、床下浸水195棟
H22.7	大雨		○	全壊2棟、半壊2棟、一部損壊23棟 床上浸水44棟、床下浸水138棟 崖くずれ130か所
H30.7	大雨		○	死者2名、負傷者5名、崖くずれ407か所 全壊14棟、半壊15棟、一部損壊99棟 床上浸水116棟、床下浸水169棟

第2 地震・津波

1 想定の方

東日本大震災で明らかになったように、想定を超える地震・津波災害による被害を軽減するためには、想定にとらわれない、ハード対策に過度に依存することのない、柔軟な防災意識が必要となる。

そのため本市では、従来のように一つの災害を想定するのではなく、過去の災害、国・福岡県が想定する災害等、本市で発生する可能性がある複数の想定を併記することにより、災害に対する意識、行動の固定化を防ぎ、想定を超える災害が発生した場合でも、「命を守りぬく」防災対策を推進する。

2 想定地震

地震の種類としては、活断層によるもの、プレート境界周辺で起こるもの、火山活動に伴うもの、地下岩盤の活動による地震で地表に活断層という痕跡を残さない程度の大きさのもの（以下「地下岩盤の活動による地震」という。）によるものなどがあり、以下各種の地震の想定について示す。

なお、地震に関する調査は、政府の地震調査研究推進本部等で進められており、新たな知見を注視する必要がある。

(1) 活断層による地震

北九州市に大きな被害を与える活断層は、小倉東断層及び福智山断層があり、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（令和7年9月）」では、小倉東断層でM（マグニチュード）7.1、福智山断層帯でM7.2の地震が発生し、市内では震度7の揺れが想定された。

(2) プレート境界周辺で発生する地震

プレート境界周辺で起こるものについては、太平洋沖の南海トラフによる巨大地震が想定されており、内閣府中央防災会議による「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会 地震モデル報告書」（令和7年3月）では、M9.0の地震が発生し、市内では震度5弱（一部5強）の揺れが想定された。

(3) 火山活動に伴う地震

火山活動に伴う地震は、市内及び周辺には活火山は存在しないため、考慮する必要はない。

(4) 地下岩盤の活動による地震

地下岩盤の活動による地震については、日本ではどこでも起こる可能性があるもので、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」では、M6.9の地震が発生し、市内では震度6弱（一部6強）の揺れが想定された。

3 想定津波

津波が発生する地震の種類としては、海底活断層によるもの、プレート境界周辺で起こるものなどがあり、以下各地震に伴う津波の想定について示す。

(1) 海底活断層による津波

北九州市に影響を与える海底活断層は、西山断層、対馬海峡東断層及び周防

灘断層群主部がある。福岡県が設定した「福岡県津波浸水想定（平成 28 年）」では、市内において、西山断層を震源とするMw（モーメントマグニチュード）7.6 の地震発生に伴い最高津波水位 3.0m[※]、対馬海峡東断層を震源とするMw 7.4 の地震発生に伴い最高津波水位 4.6m、周防灘断層群主部を震源とするMw 7.2 の地震発生に伴い最高津波水位 3.2mに到達すると想定された。

(2) プレート境界周辺で起こる津波

プレート境界周辺で起こる津波については、太平洋沖の南海トラフによる巨大地震が想定されている。福岡県が設定した「福岡県津波浸水想定（平成 28 年）」では、市内においてMw9.1 の地震発生に伴い、最高津波水位 3.5mに到達すると想定された。

※ 海岸線から 30m沖側の位置における津波の水位を標高（東京湾平均海面を基準とした高さ）で表したもの

4 福岡県（北九州市）の災害履歴

(1) 地震動による被害

福岡県では、679 年に県南部でM7クラスの地震が発生し、家屋倒壊や地割れが記録されている。この地震は、水縄断層帯が活動したとも言われている。

1898 年 8 月に発生した糸島半島の地震では、震度 5 程度以上に相当する震度「強」（当時は 4 段階の震度階級）を記録しており、負傷者 3 名、家屋損壊 58 件の被害を受けている。

1904 年に近代的地震観測が開始されてから、福岡管区气象台での有感地震記録によると、1941 年の日向灘の地震、1968 年の豊後水道の地震及び 1991 年の周防灘の地震で震度 4 を観測している。

2005 年には、福岡市の北西約 40km 沖を震源とするM7.0 の地震が発生した。震度は、福岡市中央区、東区及び前原市で震度 6 弱、福岡市西区、早良区、新宮町、志摩町、春日市などで震度 5 強、県北部から県中・南部の広範囲にかけて震度 5 弱から震度 3 を観測し、気象庁が震度観測を開始した明治 17 年(1884 年)以来、最大の地震となった。この地震により、福岡市で死者 1 名、負傷者 1,038 名、家屋全壊 141 棟、大規模半壊 8 棟、半壊 315 棟、一部損壊 4,756 棟等の被害を受けた。北九州市でも、最大震度 5 弱が観測され、負傷者 3 名、一部損壊 5 棟等の被害を受けている。

近年では、2014 年 3 月に伊予灘を震源とする地震で水巻町、遠賀町、みやこ町で震度 4 を観測している。

また、平成 28 年（2016 年）熊本地震では、4 月 14 日に発生した熊本地方を震源とするM6.5 の地震により、益城町で最大震度 7 を観測し、北九州市でも最大震度 3 を観測した。

4 月 16 日に発生した熊本地方を震源とするM7.3 の地震では、西原村と益城町で最大震度 7 を観測し、北九州市でも最大震度 4 を観測した。

(2) 液状化による被害

福岡県では、679 年の筑紫の地震に伴う液状化跡が久留米市で発見されている。

このほかにも、1898 年の糸島半島の地震の際に糸島半島の付け根の地域で、土地に生じた亀裂から水や砂、塩水が噴き出したとされており、液状化が発生

していたと考えられる。

また、2005 年の福岡県西方沖地震(現在の震央地名は北西沖)において、福岡市では博多湾の沿岸部を中心に液状化が発生した。

(3) 津波による被害

本県沿岸では、近年被害を伴う津波は観測されていない。本県周辺の海域で規模の大きな地震、あるいは本県から遠方の海域であっても、非常に大きな規模の地震が発生した場合に、本県沿岸に津波が到達することが考えられる。

日本海では、昭和 58 年(1983 年)日本海中部地震や平成 5 年(1993 年)北海道南西沖地震に伴い津波が発生しているが、九州北部沿岸では 10 数 cm の津波が記録されているものの、福岡県沿岸の津波による被害は発生していない。

2010 年 2 月 27 日チリ沖中部沿岸の地震により、北九州港青浜で 18cm、北九州市門司で 16cm の津波を観測したが、被害はなかった。

平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震により、北九州港青浜で 25cm、北九州市門司で 34cm、北九州港日明で 20cm の津波を観測したが、被害はなかった。

(参 考)

* 過去の福岡県関係の主な地震

年	月日	震央地名 地震名	深さ (km)	M	被害の概要
679	-- --	筑紫		6.5-7.5	家屋倒壊、幅 2 丈(6m)、長さ 3 千余丈(10km)の地割れ。 (水縄断層の活動と考えられる)
1706	11. 26	筑紫			7 回地震、うち 2 回強く、久留米、柳川で強い揺れの為、堀の水の揺り上げ、魚死す。
1848	1. 10	筑後		5. 9	柳川で家屋倒壊あり。
1872	3. 14	浜田		7. 1	久留米で液状化による被害。
1898	8. 10	糸島半島		6. 0	糸島半島で負傷者 3 名、家屋、神社、土蔵損壊。8. 12 にも余震(M5. 8)。福岡市で家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡壱岐、金武村で土蔵被害。
1929	8. 8	福岡県西部 (福岡県福岡地方)	9	5. 1	雷山付近。震央付近で壁亀裂、崖崩れ。 震度Ⅲ 福岡、佐賀、厳原
1930	2. 5	福岡県西部 (佐賀県南部)	0	5. 0	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。 震度Ⅲ 福岡、佐賀、平戸、厳原、防府
1941	11. 19	日向灘	33	7. 2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛で被害。宮崎では殆どの家の壁に亀裂。人吉で死者 1 名、負傷者 5 名、家屋全壊 6 棟、半壊 11 棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大 1 m で船舶に若干の被害。 震度Ⅴ 宮崎、延岡、人吉、浜町 震度Ⅳ 福岡、熊本、牛深、大分、日田、都城 震度Ⅲ 飯塚、佐賀、長崎、雲仙岳、油津、鹿児島、枕崎、阿久根
1966	11. 12	有明海	14	5. 5	屋根瓦や壁の崩壊。 震度Ⅲ 福岡、熊本、人吉、佐賀、佐世保、平戸、雲仙岳、日田
1968	8. 6	愛媛県西岸 (豊後水道)	39	6. 6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパイプが切損し、重油 170kl が海上に流出。 震度Ⅴ 大分 震度Ⅳ 福岡、山口、宮崎、延岡、油津、熊本、阿蘇山、人吉、鹿児島 震度Ⅲ 飯塚、下関、佐賀、雲仙岳、日田、都城
1991	10. 28	周防灘	19	6. 0	文教施設に若干の被害。 震度Ⅳ 福岡 震度Ⅲ 飯塚、大分、佐賀、下関、山口、萩
1996	10. 19	日向灘	34	6. 9	震度 4 久留米市 震度 3 夜須町、大牟田市(以上、福岡県内に限る)
1997	6. 25	山口県中部	8	6. 6	震度 4 久留米市、 震度 3 北九州市、福岡市、志摩町、荏田町、飯塚市、夜須町(以上、福岡県内に限る)
2005	3. 20	福岡県西方沖 (福岡県北西沖)	9	7. 0	震度 6 弱 福岡市、前原市 震度 5 強 新宮町、志摩町、春日市ほか 震度 5 弱 北九州市、大野城市、福津市ほか(以上、福岡県内に限る)

2009	6. 25	大分県西部	12	4. 7	震度4 東峰村 震度3 福岡市、春日市、宗像市、行橋市、豊前市、飯塚市、嘉麻市ほか（以上、福岡県内に限る）
2014	3. 14	伊 予 灘	78	6. 2	震度4 水巻町、遠賀町、みやこ町 震度3 北九州市、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市ほか（以上、福岡県内に限る）
2015	7. 13	大 分 県 大 南 部	58	5. 7	震度4 久留米市 震度3 福岡市、豊前市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、うきは市、朝倉市（以上、福岡県内に限る）
2016	4. 14	熊 本 県 熊 本 地 方	11	6. 5	震度4 福岡市、大野城市、宗像市、古賀市、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、朝倉市、みやま市ほか（以上、福岡県内に限る）
2019	1. 3	熊本県熊本 地 方	10	5. 1	震度4 大牟田市、柳川市、みやま市 震度3 久留米市、八女市、筑後市、大川市、大木町、広川町、うきは市、朝倉市（以上、福岡県内に限る）
2022	1. 22	日 向 灘	45	6. 6	震度4 宗像市、新宮町、水巻町、遠賀町、久留米市、柳川市、大川市、大木町、筑前町、みやま市 震度3 福岡市、福津市、糸島市、北九州市、行橋市、豊前市、中間市、大牟田市、八女市、筑後市、朝倉市ほか（以上、福岡県内に限る）
2024	8. 8	日 向 灘	31	7. 1	震度4 柳川市、大川市 震度3 新宮町、中間市、水巻町、遠賀町、嘉麻市、大牟田市、久留米市、筑後市、小郡市、大刀洗町ほか（以上、福岡県内に限る）
2025	1. 13	日 向 灘	36	6. 6	震度4 久留米市 震度3 水巻町、遠賀町、大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、大刀洗町、大木町ほか（以上、福岡県内に限る）

第3 原子力災害

東日本大震災で発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害を踏まえ、九州電力玄海原子力発電所において同様の事故が発生した場合を想定する。

第4 その他の災害

その他の災害については、上記第1の基準に準ずる。